

## 西宮市職員希望降任制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、組織の活性化を図ることを目的とする。

### (対象職員)

第2条 この制度を利用することのできる職員は、降任申出日において課長級以上の職にある者で、次のいずれかに該当する職員とする。

- (1) 職責の増大、病気等の理由により、身体的または精神的にその職責を果たすことが困難である職員
- (2) 家族の介護等の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難である職員

### (希望の申出)

第3条 降任を希望する職員は、降任希望申出書(別記様式1)を、局等の長を經由し任命権者に提出するものとする。

降任を希望する職員の属する局等の長は、降任希望内申書(別記様式2)を降任希望申出書に添えて、任命権者に提出するものとする。

### (降任の内容)

第4条 この要綱に基づく降任の希望の申出があった場合において降任する職級は、原則本人の希望を尊重し、任命権者が決定する。

降任後の給料月額は、「西宮市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の規定による。

### (降任の時期)

第5条 任命権者は、降任の希望を承認したときは、原則として承認の日以後の最初の4月1日に当該職員を降任させるものとする。

ただし、任命権者が認める場合はこの限りではない。

### (降任後の昇任)

第6条 降任職員は、降任の申出の事由が消滅したときは、降任希望申出理由消滅届(別記様式3)を任命権者に提出しなければならない。

任命権者は、消滅届を承認した後は、他の職員と同様に昇任の選考対象とする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。



(別記様式2 (第3条関係))

## 降 任 希 望 内 申 書

平成 年 月 日

総務局長 様

\_\_\_\_\_局長 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の降任について(内申)

標記のことについて、別紙のとおり下記の者から降任希望申出書が提出されたところですが、本人の意思を汲み、これを承認することもやむを得ないと判断しますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 . 氏 名
- 2 . 所 属
- 3 . 職 名
- 4 . 事 由

